

基本モデルで登録すると…



協会けんぽの認定事業所になります



① 健康づくり優良事業所の認定基準の1つをクリア

⇒詳しくは裏表紙をご確認ください



② 健康経営優良法人の認定要件の必須項目をクリア

◇中小規模法人部門の認定を受けるには、
「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」の登録
(保険者が実施する健康宣言事業への参加)が必須です

⇒基本モデルで登録することで、協会けんぽの健康宣言事業への登録となります



③ 特別料金でスポーツクラブ等を利用可能

⇒詳しくはP.10をご覧ください

【注意!】



○「ふくおか県政推進サポート資金」による融資

○福岡県の競争入札参加資格審査における加点対象

※詳細は福岡県のホームページでご確認ください

※この2つは基本モデルを満たしていない場合でも対象です

